

横浜市待機児童解消促進事業補助金交付要綱

制 定 こ保対 第 189 号 平成 25 年 7 月 26 日（局長決裁）
最近改正 こ保対 第 1238 号 令和 3 年 3 月 25 日（局長決裁）

（目的）

- 第 1 条 この要綱は、待機児童解消の継続と横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例（平成 26 年 9 月 25 日横浜市条例第 47 号）第 6 条第 3 号に定める小規模保育事業、家庭的保育事業の「卒園後の進級先の確保」を目的に既存施設の定員の拡大及び定員を超える入所の受入増加を図るとともに、今後の保育ニーズ（受入年齢児童数の変動等）に対応するために要する費用（以下「受入増加に対する補助費用」という。）、または、保育士の環境改善に資する目的とした居室等（休憩室や更衣室等）の整備に対応するために要する費用（以下「環境改善に対する補助費用」という。）に対し、補助金を交付するために必要な事項を定める。
- 2 本要綱による補助金の交付については、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 58 条及び社会福祉法人の助成に関する条例（昭和 35 年 7 月横浜市条例第 15 号）、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（用語の定義）

- 第 2 条 この要綱における用語の定義は、補助金規則の例による。
- 2 この要綱における「保育所」とは、横浜市内の次の各号の施設をいう。
- (1) 児童福祉法（昭和 22 年 2 月 12 日法律第 164 号。以下「法」という。）第 39 条第 1 項に基づき設置された施設
 - (2) 横浜市保育所条例（昭和 26 年 3 月 31 日条例第 7 号）第 5 条第 1 項に規定する指定管理者に管理委託している施設
- 3 この要綱における「認定こども園」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に基づき、横浜市内に設置された施設をいう。
- 4 この要綱における「幼稚園」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定するもののうち、「横浜市私立幼稚園等預かり保育事業」又は「横浜市私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業」を実施している施設をいう。
- 5 この要綱における「小規模保育事業」とは法第 6 条の 3 第 10 項に規定するものうち、横浜市内に設置された施設をいう。

（補助対象者の範囲）

- 第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業を運営する者とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、交付の対象としない。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）

- (2) 法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）に該当する者があるもの。
- (3) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当するもの。

（補助対象経費）

第4条 補助金の対象となる経費は、原則として、第1条第1項の目的を達成するために必要な範囲で、次の各号に該当するものとする。

- (1) 物品を購入する費用
- (2) 内装の改修に要する費用
- (3) その他適当と認められるもの

（補助対象の要件）

第5条 本事業で補助金の対象となるのは、第2項または第3項の要件を満たすものとする。

2 受入増加に対する補助費用については次の各号の要件をすべて満たしていること

- (1) 各区と調整を終えていること。
- (2) 本事業を活用することで、次のいずれかの効果が見込まれること。

ア 1・2歳児が1名以上定員増できること。1・2歳児の定員増に伴い、3歳児以上の各年齢の定員が2歳児の定員より少なくなった場合は、2歳児の持ち上がりに必要な、3歳児から5歳児までの定員増に対する費用も補助対象とする。なお、小規模保育事業において19名を超える受入増加をする場合は、定員外入所に対する費用も補助対象とする。

イ 小規模保育事業等の「卒園後の進級先の確保」として、3～5歳児が1名以上定員増できること。2歳児と3歳児の定員が同数の場合は、3歳児の定員外入所に対する費用も補助対象とすることができる。

3 環境改善に対する補助費用については次の各号の要件をすべて満たしていること

- (1) 保育士の満足度の向上や離職防止が見込まれること。
- (2) 直近5年の間に同目的で本事業を利用していないこと。
- (3) 直近5年の間に保育士の休憩室の確保や整備に対応するための費用に対する他の補助金・加算等の交付を受けていないこと。
- (4) 保育材料費等、保育に必要な費用でないこと。

（補助の条件）

第6条 補助金の交付を受けて実施する事業は、次の各号に掲げる基準を満たすものとする。

(1) 保育所

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月28日横浜市条例第60号）、横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱（平成18年1月24日福子施第248号）

(2) 認定こども園

横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月 25 日横浜市条例第 46 号）、横浜市幼保連携型認定こども園設置認可・確認等要綱（平成 27 年 3 月 31 日こ保整第 1659 号）、横浜市認定こども園認定・確認等要綱（平成 27 年 10 月 1 日ここ施第 1083 号）

(3) 幼稚園

神奈川県私立幼稚園設置に関する取扱基準（平成 19 年 10 月 1 日施行）、神奈川県私立幼稚園の定員適正化等の基本的な取扱い（平成 9 年 7 月 22 日施行）、及び横浜市私立幼稚園預かり保育事業実施要綱（令和元年 9 月 30 日こ子第 714 号）、横浜市特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）預かり保育事業実施要綱（令和元年 9 月 30 日こ子第 714 号）、又は横浜市私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業補助金交付要綱（平成 30 年 6 月 18 日こ子第 353 号）

(4) 小規模保育事業

横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例（平成 26 年 9 月 25 日横浜市条例第 47 号）、横浜市家庭的保育事業等認可・確認要綱（平成 27 年 3 月 26 日こ保整第 1465 号）

（補助期間）

第 7 条 当該補助金が対象とする事業期間は、補助金を交付した日から当該年度の年度末までとする。

（補助金の金額）

第 8 条 補助金の額は、第 4 条に規定する対象経費と認められる額のうち、定員増及び定員外入所等による受入増加に対する補助費用については別表 1 に定める金額とし、また、環境改善に対する補助費用については別表 2 に定める金額とし、総額で 2,500,000 円を上限とする。

（交付の申請）

第 9 条 補助金規則第 5 条第 1 項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期限は、各年度の補助事業等の内容を考慮し、市長がその都度指定するものとする。

2 この要綱に基づき補助金の交付を受けようとする保育所・認定こども園・小規模保育事業は「横浜市待機児童解消促進事業補助金交付申請書（第 1 号様式－1）」、幼稚園は「横浜市待機児童解消促進事業補助金交付申請書（第 1 号様式－2）」を提出するものとする。

3 補助金規則第 5 条第 2 項第 1 号の規定により、同条第 1 項第 2 号、3 号及び 4 号に定める記載事項について、保育所・小規模保育事業の受入増加に対する補助費用は「事業計画書（第 2 号様式－1）」、認定こども園・幼稚園の受入増加に対する補助費用は「事業計画書（第 2 号様式－2）」、環境改善に対する補助費用は「事業計画書（第 2 号様式－3）」に記載するものとする。

4 補助金規則第 5 条第 2 項第 5 号の規定により市長が必要と認める書類は、補助金額の積算根拠となる見積書の写し、仕様書及び平面図等とする。

5 補助金規則第5条第3項の規定により添付を省略させることができる書類は、同条第2項第2号及び第4号に規定する書類とする。

(交付の決定)

第10条 市長は、第9条の規定に基づく交付申請があった場合は、当該申請に係る書類等により審査し、予算の範囲内で補助予定額を決定し、決定内容及び交付条件を補助金申請者に対して、横浜市待機児童解消促進事業補助金交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

2 補助金の不交付を決定する場合には、不交付を決定した補助金申請者に対して、横浜市待機児童解消促進事業補助金不交付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第11条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期限は、補助金申請者が交付決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日とする。

(事業経過の報告)

第12条 補助金規則第12条の規定により、市長は、補助金申請者に対し、必要があると認められるときは、事業経過の報告を求めることができる。

(事業実績報告)

第13条 補助金規則第14条第1項の規定により、補助金の交付の決定を受けた保育所・認定こども園・小規模保育事業は、「横浜市待機児童解消促進事業補助金事業実績報告書（第5号様式-1）」、幼稚園は「横浜市待機児童解消促進事業補助金事業実績報告書（第5号様式-2）」を、補助対象事業終了後速やかに提出しなければならない。

2 補助金規則第14条第4項の規定により添付を省略させることができる書類は、同条第1項第3号に規定する書類とする。

3 補助金規則第14条第5項ただし書きの規定に基づき市長が必要と認める領収書等は、補助事業等に係るすべての領収書等とする。

(補助金額の確定)

第14条 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、横浜市待機児童解消促進事業補助金額確定通知書（第6号様式）により行うものとする。

(交付の時期)

第15条 補助金規則第17条の規定により、市長が認めるときは、補助対象事業完了前に補助金の全額又は一部を交付することができる。

(補助金の請求及び交付)

第16条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付は、請求書(第7号様式)により行わなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、この助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第8号様式)に必要な書類を添付し、市長へ提出しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。

また、市長に報告を行った後、当該仕入控除税額を市に納付すること。

(補助金の取り消し及び返還)

第18条 市長は、補助事業者が第3条第2項各号又は補助金規則第19条に該当したときには、補助金の全部または一部の決定を取り消し、既に交付されている補助金の返還を求めることができる。

(警察本部への照会)

第19条 市長は、必要に応じ申請者又は第10条の交付の決定を受けた補助金申請者が、第3条第2項のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(財産処分の制限)

第20条 補助金規則第25条の規定により市長が定める財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械器具については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分期限期間(平成20年厚生労働省告示第384号に規定する処分制限期間)とする。

(関係書類の保存期間)

第21条 補助金規則第26条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、5年とする。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 7 月 26 日から施行し、「子ども・子育て支援法」が本格施行（平成 27 年 4 月予定）されるまで適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 2 月 1 日から施行し、「子ども・子育て支援法」が施行されるまで適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、「子ども・子育て支援法」が施行されるまで適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 仕入控除税額報告書（8 号様式別紙）により報告された仕入れ控除税額の市への納付義務については、令和 2 年度に交付する補助金から適用するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の横浜市待機児童解消促進事業補助金交付要綱第 1 号、第 2 号の別紙 4、第 5 号及び第 8 号様式の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

別表 1

補助金の対象となる経費	補助金額
物品購入（その他適当と認められるもの）	1人増えるごとに、250,000円を上限
内装改修	費用の3/4

物品購入及び内装改修の合計補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨て、総額2,500,000円を上限とする。ただし、受入1名増の場合は、1,000,000円を上限とする。

別表 2

補助金の対象となる経費	補助金額
物品購入（その他適当と認められるもの）	費用の3/4
内装改修	

物品購入及び内装改修の合計補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨て、総額2,500,000円を上限とする。

※受入増加に対する補助費用と環境改善に対する補助費用の両方の目的で補助を受ける場合においても、総額2,500,000円を上限とする。